

高病原性鳥インフルエンザ発生に係る移動制限区域の解除について

山県市内で発生した高病原性鳥インフルエンザについて、移動制限区域を解除します。

これまでの経緯

- 1月14日 高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜確認、殺処分開始
- 1月17日 防疫措置の完了（殺処分、埋却、農場消毒）
- 2月1日 発生農場周囲の農場についての清浄確認
搬出制限区域の解除
(発生農場の半径3 kmから10 kmまでの区域)

- ▶ **移動制限区域内（発生農場の3 km区域）
高病原性鳥インフルエンザ発生なし**
- ▶ **防疫措置の完了により21日経過**



2月8日午前0時 移動制限区域の解除

侵入防止対策の徹底をお願いします！！

- ▶ 特に小型の野生動物が家きん舎の外部から侵入しうる経路がないか詳細に緊急点検。
- ▶ 家きん舎に入る場合、衣服や靴の交換や農場出入口も含め十分な消毒。
- ▶ 家きん舎が、池など野鳥生息地近くにある場合、特に警戒を。

異状を認めた場合は、すぐに家畜保健衛生所へ連絡してください

0574-25-3111

- 閉庁時は案内に従い「1」番をプッシュしてください
つながらない場合は **0574-25-3484** へ
土日・祝日、閉庁時も通報を受け付けます

中濃家畜保健衛生所